

2 階段

【基本的な考え方】

- ・階段は、転落や転倒の事故の危険性が高い場所であることから、手すりや滑り止めの設置、段の識別しやすさの確保等、安全対策を重視します。
- ・階段は、移動の負担の最も大きい箇所であることから、踏面や蹴上寸法への配慮、幅や踊場の確保等、上りやすい形状とし、負担の軽減を図ります。

整備基準

解説

下記以外の建築物

多数の者が利用する階段は、次に掲げるものとする。

ア 手すりを設けること。

イ 表面は、粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げる。

ウ 踏面の端部とその周囲の部分との色の明度の差が大きいこと等により段を容易に識別することができるものとする。

エ 段鼻の突き出しがないこと等によりつまずきにくい構造とする。

オ 段がある部分の上端に近接する踊場の部分（不特定かつ多数の者が利用し、又は主として視覚障害者が利用するものに限る。）には、点状ブロック等を敷設すること。ただし、主として自動車の駐車のために供する施設については、この限りでない。

カ 主たる階段は、回り階段でないこと。

・ p. 140（「床（路面）仕上げの考え方」）参照

・ 蹴込み板がない、蹴込み寸法が大きい、段鼻が突き出ている等の階段は、つまずきやすく危険です。

・ 回り階段は、踏みはずすおそれがあり危険です。また、視覚障害者にとっては方向感覚を失いやすいものです。

＜バリアフリー法施行令＞

第十二条 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する階段は、次に掲げるものでなければならない。

一 踊場を除き、手すりを設けること。

二 表面は、粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げる。

三 踏面の端部とその周囲の部分との色の明度、色相又は彩度の差が大きいことにより段を容易に識別できるものとする。

四 段鼻の突き出しその他のつまずきの原因となるものを設けない構造とする。

・ 公立小学校等及び条例第 61 条で追加した特定建築物に対しては、「多数の者が利用する階段」と読み替えて適用されます。（バリアフリー法施行令第 23 条、第 24 条）

・ 条例により、踊場にも手すりが必要です。

・ p. 140（「床（路面）仕上げの考え方」）参照

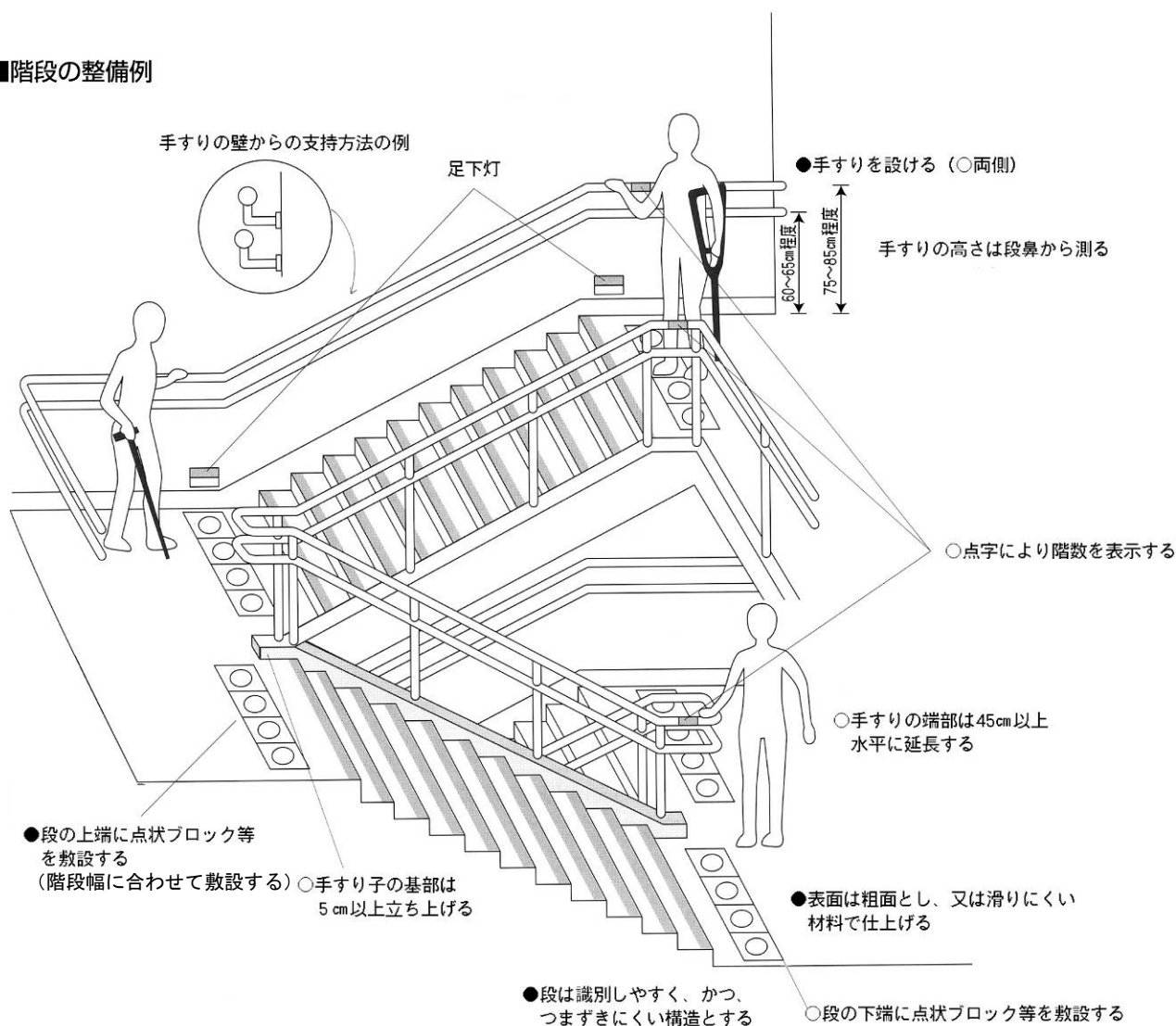
・ 蹴込み板がない、蹴込み寸法が大きい、段鼻が突き出ている等の階段は、つまずきやすく危険です。

条例第 6 章の適用対象建築物

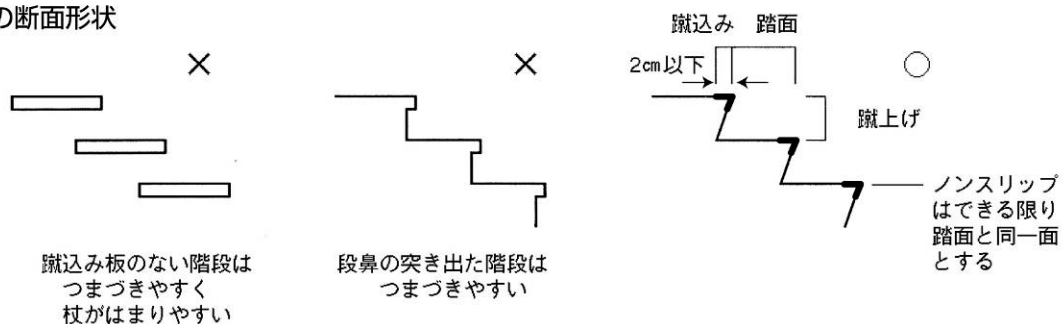
整備例

- ：整備基準（ は条例第6章の適用対象建築物にのみ適用される整備基準）
○：整備が望ましい項目

■階段の整備例



■階段の断面形状



五 段がある部分の上端に近接する踊場の部分（不特定かつ多数の者が利用し、又は主として視覚障害者が利用するものに限る。）には、視覚障害者に対し警告を行うために、点状ブロック等を敷設すること。ただし、視覚障害者の利用上支障がないものとして国土交通大臣が定める場合は、この限りでない。

六 主たる階段は、回り階段でないこと。ただし、回り階段以外の階段を設ける空間を確保することが困難であるときは、この限りでない。

＜条例＞

第64条 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する階段は、次に掲げるものでなければならない。

（１） 踊場に手すりを設けること。

（２） 段がある部分の上端に近接する踊場の部分（不特定かつ多数の者が利用し、又は主として視覚障害者が利用するものに限る。）で知事が別に定めるものには、点状ブロック等（令第11条第2号に規定する点状ブロック等をいう。以下同じ。）を敷設すること。

（３） 主たる階段は、回り階段でないこと。

・ 条例により、点状ブロック等の敷設が必要な踊場の部分を別途定めています。

・ 「国土交通大臣が定める場合」とは、次のいずれかに該当する場合があります。（平成 18 年国土交通省告示第 1497 号第二）

- ① 段がある部分の上端に近接する踊場の部分が主として自動車の駐車に供する施設に設けるもの
- ② 段がある部分と連続して手すりを設けるもの

・ 条例により、全ての場合で回り階段でないことを求めています。

・ 公立小学校等及び条例第 61 条で追加した特定建築物に対しては、「多数の者が利用する階段」と読み替えて適用されます。（条例第 72 条）

・ 「知事が別に定める」踊場の部分とは、段がある部分と連続して手すりを設けるものを言います。ただし、主として自動車の駐車に供する施設に設けるものを除きます。（平成 16 年京都府告示第 569 号）

・ 回り階段は、踏みはずすおそれがあり危険です。また、視覚障害者にとっては方向感覚を失いやすいものです。

整備が望ましい項目

解説

- ・ 手すりは、段の上端及び下端では、45 cm以上水平に延長すること。
- ・ 手すりの端部は下方又は壁側に折り曲げること。
- ・ 手すりの端部付近には、現在位置及び行き先の階を点字により表示すること。
- ・ 手すり子形式とする場合、その基部を 5 cm以上立ち上げること。
- ・ 手すりは両側に設置すること。
- ・ 段の下端に近接する廊下等及び踊場の部分にも、点状ブロック等を敷設すること。
- ・ 蹴上げ、踏面は次の計算式を満たす寸法とすること。

$$55 \text{ cm} \leq T + 2 R \leq 65 \text{ cm} \quad (T : \text{踏面}, R : \text{蹴上げ})$$

・ 段から水平な所に踏み出す部分ではつまずきやすいので、手すりを水平に延長し、体を支えられるようにします。

・ 服の袖口の引っ掛かり防止や衝突時の安全を考慮した納まりとします。

・ 杖先の脱落を防止するためのものです。

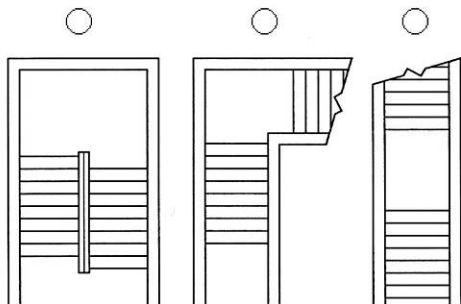
・ 一般に、蹴上げ 16 cm程度以下、踏面 30 cm程度以上が望ましいとされます。

整備例

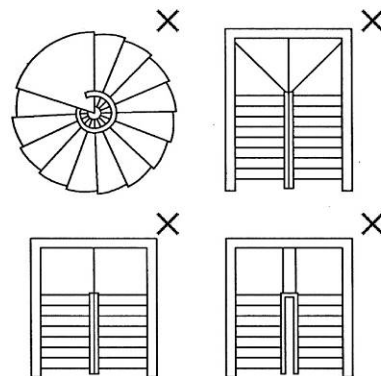
- ：整備基準（ は条例第6章の適用対象建築物にのみ適用される整備基準）
○：整備が望ましい項目

■階段の平面形状

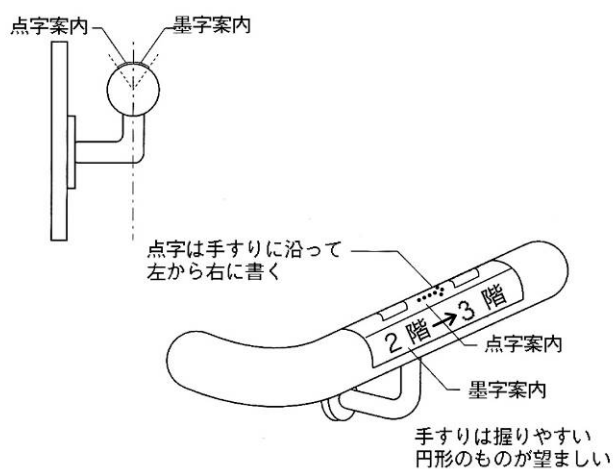
◇回り階段でない例



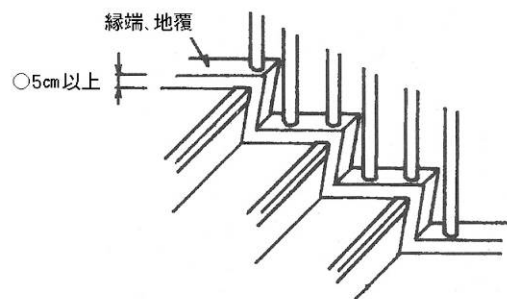
◇回り階段の例



■点字表示



■立ち上がりの設置例



■手すりの端部の処理

